

大 阪 府  
知 事 松 井 一 郎 様  
大 阪 府 教 育 委 員 会  
教 育 長 向 井 正 博 様

2016年10月28日  
大阪教育合同労働組合  
執行委員長 大椿 裕子

### 団 体 交 渉 申 入 書

当組合は、2016年度の労働条件及び教育条件についての団体交渉を、以下の要領で申し入れるので誠意をもって応じられたい。

### 記

団交日時：2016年 月 日（ ） 時～ （双方協議の上決める）

団交場所：大阪府庁舎内

団交事項：（1）下記の要求事項

（2）その他関連する事項

#### 1. 労働条件にかかわる要求

（1）「大阪維新プログラム案」「財政再建プログラム案」を撤回すること。

「職員基本条例」「府立学校条例」「教育行政基本条例」を撤回すること。

（2）労働時間を短縮するための実効性ある具体的措置を講じること。

（3）時間外労働を廃止すること。

①労働時間短縮を促進するために、時間外労働の実態調査を行い、調査結果を労働時間短縮に活かすこと。また、土・日・休日の部活動など休日勤務の実態を調査すること。

②時間外労働をなくすために必要な措置を講じること。

③当面、時間外労働に見合う回復措置、超勤手当を支給すること。

④15時間30分を超える勤務を命じないこと。行事中に勤務時間が15時間30分を超える事態が生じた場合には、超えた時間分について割り振りを行うこと。また、15時間30分未満の勤務についても、7時間45分を超える部分については半日単位ではなく勤務実態に応じて割り振ること。

⑤教員および非常勤講師についても36協定の対象者として扱うこと。

（4）実態に見合った旅費の支給ができるよう予算の増額を行うとともに、府の条例・規則の改正および運用の改正を行うこと。

- (5) 労働基準法 89 条及び 90 条に則って就業規則を作成すること。
- (6) 休憩時間を労基法通りに確保すること。休憩時間を保障するための条件整備を行うこと。万が一、休憩時間の確保ができなかった場合の振り替え措置を講じること。
- (7) 分割された時間休の繰り越しを認めること。
- (8) 夏期特別休暇を現行の 5 日間から最低 7 日間に延長すること。また、年休が希望通りに取得できるよう、必要な条件整備を行うこと。
- (9) 年次休暇の繰り越し分を無駄にしないためにも「新ライフプラン休暇」（仮称）単年度 3 日間を新設すること。
- (10) 30 人学級（高校職業科 25 名・定時制 20 名・夜間中学校 15 名）の実施に向け、大阪府としての具体的施策を検討すること。また、教職員定数の改善をはかること。
- (11) 教職員配置基準の見直しにより、授業時数の軽減をはかること。
- (12) 事務職員の配置基準を改善すること。
  - ①小中学校に複数配置を実現すること。
  - ②事務職員の配置は大規模加配については標準法を遵守すること。就学援助加配については在籍数の 25% もしくは 100 名以上について加配すること。
  - ③中学校夜間学級に事務職員を配置すること。
  - ④学校事務の共同実施について、組合との協議を行い、一方的な実施は行わないこと。
- (13) 定年退職者不補充による府立高校実習教員・技術職員・給食調理員の削減を行わないこと。
  - ①必要な新規採用を再開すること。
  - ②業務のアウトソーシングにより、学校教職員の負担を増やさないこと。
- (14) 養護教員を各校複数配置すること。
- (15) 栄養職員または栄養教員を 1 校に 1 名配置すること。当面基準どおり完全配置すること。
- (16) S S C の市町村展開を凍結すること。
- (17) 「首席」「指導教諭」「准校長」の職を廃止すること。
- (18) 再任用制度の運用にあたっては、不当な差別・選別を行わず、任期更新も含め再任用希望者全員の雇用を確保すること。また、増加する短時間勤務再任用職員の運用に関しては、学校現場で惹起する諸問題を解決するための「制度設計」を早急に行うこと。
  - ①他の有期雇用職員と同様、再任用職員を「教職員の評価・育成システム」の対象から除外すること。当面、評価結果、自己申告票提出の有無を次年度の勤勉手当成績率に反映させないこと。
  - ②現行の諸矛盾解決に向けた制度が確立するまでは、短時間勤務再任用職員を定数外

- (別途管理)として運用すること。
- ③短時間勤務再任用職員の勤務校、勤務市町村や勤務時間（勤務日数）に関しては、毎年度ごとに希望調査を行い、それに基づき本人の希望を最大限尊重すること。とりわけ、勤務日数については本人の希望を優先させること。
  - ④介護休暇制度・病気休暇制度及びそれに係る代替制度に関して、就業規則に該当する「再任用制度について」に明記し保障すること。また、代替の配置は速やかにかつ適切に行うこと。
  - ⑤31時間4日勤務を復活させること。
  - ⑥一日の勤務時間が7時間45分に満たない場合の年休、勤務の振替などが本人の不利益にならないよう、制度を整備すること。
- (19) 事務職員・栄養職員にかかわる義務教育費国庫負担制度の堅持を今後も国に働きかけること。
- (20) 府費単独加配教員を復活し、必要な教職員の増員をはかること。
- ①教職員の高齢化に伴う加配制度を新設すること。
  - ②中国帰国児童・生徒をはじめ各国渡日児童・生徒の教育のために、通訳を含めた教員や民族講師として位置づけた専任の人員を、学校現場の要望に応じて配置すること。
  - ③朝鮮語・民族学級のとりくみを保障するための教員を学校現場の要望に応じて配置すること。
  - ④過疎・小規模校に加配を行うこと。
  - ⑤高校統廃合に伴う労働過重を軽減させるため、必要な教職員を配置すること。
- (21) 「病気休暇の承認手続き」に診断書等書類を求めないこと。
- (22) 病気休暇・介護休暇・産休育休に代替者を直ちに配置すること。府立高校における病休代替は、非常勤講師ではなく常勤講師によること。
- (23) 育児休業等に関して、以下の点を改善すること。
- ①育児休業・介護休業中は100%賃金を保障すること。
  - ②育児時間が取れる期間は子どもが小学校を卒業するまでとし、1日3時間まで取れるようにすること。
  - ③1日30分の範囲内の保育特休を復活させること。
- (24) 産休については、本人の申請を尊重すること。
- (25) 生理休暇について、有給扱いで取得できる日数を従前通り3日間に戻すこと。
- (26) 代替保障は、臨時講師・臨時職員ではなく、正規職員によって行うこと。
- (27) 2017年度からの権限委譲によって労働条件が大幅に変更となる堺市立高校に勤務する

者で府立高校への異動希望者については、採用時の経緯を考慮し、堺市教委から具申があれば無条件に受け入れること。

- (28) 大阪府と政令指定都市（大阪市、堺市）との勤務期間の通算規定をつくること。
- (29) 外国籍の教員の採用を積極的に行うとともに、教諭として採用すること。常勤講師（教諭～指導専任）として採用された外国籍教員については教諭採用とすること。また、常勤講師としての採用を求める文部省通達の撤回を働きかけること。
- (30) 「障害」のある教員の採用をすすめ、「障害」のある教員の採用枠をさらに拡大すること。また、「障害」のある教職員にとって働きやすい職場となるよう、サポート体制を充実させるための人員配置などを含めた環境整備について特段の配慮を行うこと。
- (31) セクシャルハラスメントやパワーハラスメントをなくすため、管理職への研修を徹底し、防止と解決に向けて実効性のある策を効じること。また、セクシュアル・マイノリティ教職員の権利を保障するために具体的施策を講じること。
- (32) 定年を年金支給年齢に合わせて引き上げること。
- (33) 教特法２２条第２項の趣旨にもとづき、いわゆる「自宅研修」に対する不当な介入を行わないこと。とくに、組合と府教委との２００２年５月２２日付確認に違反する校長に対しては、適切な指導を行なうこと。
- (34) 「長期自主研修」について、希望者全員の研修を認めるとともに、年齢制限を撤廃すること。
- (35) 成績主義導入と労働者分断政策である「教職員の評価・育成システム」を廃止すること。また、賃金への反映を行なわないこと。
- (36) 授業アンケートの実施を止めること。当面、結果を評価の一部として取り扱うことを止めること。また、授業アンケートの記入は生徒、保護者へ強制されないものであることの周知徹底を行うこと。
- (37) 「指導力不足等」を理由とした教職員の職場からの一方的な排除を行わないこと。組合員にかかわる問題については、組合との協議を行うこと。
- (38) 府立学校の入試において、採点に専念できる労働条件を整備すること。

## 2. 福利・厚生、健康にかかわる要求

- (1) 労働安全衛生法に基づく健康診断を実施し、学校現場の特殊性を考え、咽喉・腰痛検査を検査項目にいれること。また、希望者には最低半日ドックを実施すること。
- (2) 公務災害が発生するような労働環境を改善すると共に請求があった場合は被災労働者の立場にたって公務災害が適用されるよう基金に強く働きかけること。また、申請受付にあたっては、府教委としての判断を加えることなく、受理すること。

認定後については治療に専念できる環境を整え、被災者に対してはその都度、十分な説明を行うこと。地教委に対しても同様の指導を行うこと。

- (3) 労働安全衛生について全職員に周知徹底すること。
- (4) 教職員の健康診断の結果（個人の健康情報）について、個人情報保護条例の主旨に基づいてプライバシー保護の徹底をはかること。また、治療休養および勤務軽減措置など具体的な体制を早急に講じること。
- (5) 児童・生徒・教職員のX線撮影をやめ、他の検査方法に代えること。
- (6) 人体および環境に有害な農薬による害虫・雑草駆除をやめること。
- (7) 学校給食の安全対策を講じること。安全対策の後退につながる給食の民間委託をやめること。給食に使用される食器・食材の安全性について、万全の対策を講じること。給食に使用する食材については、放射線量の検査を行ない、安全性が確認されない食材は使用しないこと。
- (8) 原子力発電を推進する事業・教育活動等に児童・生徒・教職員を宣伝・動員・利用しないこと。また、原発・核関連施設・核燃料輸送の事故に対する防災計画を立てること。
- (9) 全職員を対象とする大阪府としての福利厚生活動を行うこと。
- (10) 耐震基準を満たしていない学校施設については早急に対策を講じること。
- (11) アスベスト使用が判明した学校については、卒業生を含めた児童・生徒、退職者を含めた教職員の健康調査を行ない、アスベストに関連した健康障害が判明すればその補償を速やかに行なうこと。
- (12) 男女別の休養室を設けること。

### 3. 臨時的任用職員にかかわる要求

- (1) 臨時的任用職員の雇用に際し、前回の雇用と新規雇用との間に空白の1日をおくことなく引き続き辞令を発令すること。
- (2) 不透明な講師採用をなくすこと。
- (3) 臨時的任用職員制度を廃止すると同時に、すべての講師の2級格付けを実現して雇用を完全に保障すること。また、他府県現職教員採用を中止して、大阪府の講師を優先雇用すること。
- (4) 府立高校の統廃合にかかわって、現任講師の継続雇用を確保すること。とりわけ、堺市立高校に雇用されている講師は府立現任講師とみなして継続雇用すること。
- (5) 講師登録制度を抜本的に見直すこと。新規登録を中止し、現任講師（一時的に職を離れている場合も含めて）が必ず雇用されるような登録制度にすること。現任講師を必

ず雇用すること。現在のA登録、B登録の主旨を厳格に運用し、長年働いている講師から先に採用するようにきちんと制度を運用すること。

- (6) 産休・育休・公務災害等を理由とした途中解雇を行わないこと。産休・公務災害による休職・病気療養中を理由とした採用差別・解雇（更新拒否）を行わないこと。
- (7) 病休、介護休暇等が長期休業中を含む時は、代替講師を長期休業中に解雇しないこと。  
また、辞令の更新時に週休日等をはさむ場合でも空白日をおかないこと。
- (8) 期限付講師などの継続発令については、雇用期限(3/30 または 3/31) の扱いについて、本人や管理職が理解できるよう文書化すること。また、本人の意向を必ず確認すること。
- (9) 病休・介護休暇の代替講師にも、雇用期間の前後とも十分な引継ぎが必要なことから引継ぎ日を設けること。
- (10) 辞令途中に解雇しないこと。とりわけ介護休暇に伴う代替講師・職員については契約期間を守ること。
- (11) 待機期間をなくし、継続雇用を行うこと。また待機期間が生じた場合は、「待機手当」を支給すること。
- (12) 教育合同組合員講師の雇用については、別途団交を設定すること。
- (13) 辞令は、着任時に管理職が交付すること。
- (14) 採用時に労働条件(年休・特休・指定休・休憩時間なども含め)を文書で示し、説明するように各市町村教委・学校長に徹底すること。
- (15) 臨時的任用職員の年次有給休暇について、按分比例後の端数を切り上げること。また、1994年3月31日付『教委職第1008号』にある『記』文中の『1年間』という文言を削除すること。
- (16) 常勤講師の任用形態変更(期限付き講師→←産育休代替)に際し、年休の繰越等を認めること。
- (17) 更新時に履歴書の提出をしなくてもよいようにすること。
- (18) 社会保険の不合理的をなくすため、共済組合と健康保険等の選択は本人の希望によるものとする。このことについて、関係方面に働きかけること。
- (19) 採用時に健康保険・雇用保険等について説明を省略しないこと。  
健康保険証は、採用後5日以内に交付すること。  
社会保険等についての疑問・不安に答えられるセクションを作ること。社会保険庁からの情報等を被保険者に伝えること。雇用保険の資格喪失届および離職票を事由が発生したとき直ちに発行すること。  
1ヶ月以上の採用の場合、必ず社会保険・雇用保険適用の手続きを行うこと。

- (20) 厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格継続について、前任用期間の終期後 9 日以内の任用に限らず、実態を踏まえて柔軟に対応すること。また、適用事業所が変わる場合においても、実態に応じて被保険者資格が継続するよう具体的な方策を打ち出すこと。
- (21) 雇い入れ時健康診断において、任意の医療機関での受診を認めること。および不必要な検診項目を削除し、病休代替採用者の検診、再検査、精密検査等を無料にすること。
- (22) 病欠代替等期間が空いて雇用される場合、諸手当の認定については内容に変更のない限り継続して認定すること。  
諸手当認定の為の届けに必要な添付書類を簡略化すること。  
認定権限が学校長に委譲され原本証明の取得が不便となったことに伴う改善をすること。
- (23) 2014 年度に就学援助加配で任用されたにもかかわらず、本人に過失なく更新されなかった及び任用根拠が変更になり経済的不利益を被った臨時主事に対してその損害を賠償すること。
- (24) 「失業者の退職手当」の制度について、対象者に周知徹底すること。

#### 4. 非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員・非常勤職員にかかわる要求

- (1) 不透明な講師採用をなくすこと。
- (2) 講師登録制度を抜本的に見直すこと。新規登録を中止し、現任講師（一時的に職を離れている場合も含めて）が必ず雇用されるような登録制度にすること。現任講師を必ず雇用すること。現在の A 登録、B 登録の主旨を厳格に運用し、長年働いている講師から先に採用するようにきちんと制度を運用すること。
- (3) 当該教科において登録された講師の雇用が確保されていない場合、教諭による非常勤講師の兼務辞令を発令しないこと。
- (4) 非常勤講師の採用にあたっては、基本的に現任者優先とし、本人の希望する授業時間数の確保について、教育委員会が責任をもって斡旋などを行うこと。
- (5) 待機期間をなくし、継続雇用を行うこと。また、待機期間が生じた場合は、「待機手当」を支給すること。
- (6) 府立高校の統廃合を口実とした非常勤講師の解雇は行わないこと。
- (7) 教育合同組合員の雇用（任用）については、別途団交を設定すること。
- (8) 非常勤職員の通年雇用を認めること。
- (9) 非常勤（若年）特別嘱託員・非常勤講師・非常勤職員に有給の病気欠勤を保障すること。
- (10) 非常勤（若年）特別嘱託員・非常勤講師・非常勤職員に有給の生理休暇を保障するこ

と。

- (11) 非常勤（若年）特別嘱託員・非常勤講師・非常勤職員に有給の介護休暇を保障すること。
- (12) 非常勤特別嘱託員の雇用を直ちに65歳までとすること。
- (13) 非常勤講師・非常勤職員の契約内容の「明示書」の提示について各学校に周知徹底させるとともに、その内容の改善について組合との協議を続けること。
- (14) 時間外労働をなくすこと。やむを得ず、時間外労働を行った場合には時間外手当を支給すること。
- (15) 非常勤講師等の「授業割振表」とは別に、勤務の始まりと終わりが記録される勤務実績簿を作成すること。
- (16) 年次有給休暇の扱いについては、以下のことを認めること。
  - ①労働基準法にのっとり、常勤講師から非常勤講師になった場合も、その期間は通算すること。
  - ②時間年休を認めること。
  - ③時間休に換算して、繰越を認めること。
- (17) 非常勤講師に社会保険を適用すること。
- (18) 不当な採用時検診を止めること。臨時的任用職員の場合と同様に、雇入れ時の健康診断を行うこと。
- (19) 非常勤講師・非常勤職員に他の職員と同等に定期健康診断を実施すること。
- (20) 非常勤講師・非常勤職員に対する福利厚生事業を府の責任で行うこと。
- (21) 非常勤講師・非常勤職員への被服の貸与を行うこと。
- (22) 雇用保険法の諸給付について、対象者に周知徹底すること。また無給状態となる月に雇用保険を受給できるようにすること。

## 5. 教育諸条件にかかわる要求

- (1) 「日の丸・君が代」の義務化を強制する指示・通達を出さないこと。

また、不当労働行為にあたる処分を撤回するとともに、今後いかなることがあっても「処分による強制」を行わないこと。
- (2) 「わたしたちの道徳」の使用を強制しないこと。
- (3) 府立高校の統廃合を行わないこと。また、定時制において学級減、募集減を行わないこと。
- (4) 民間人校長制度を廃止すること。
- (5) 府立高校の入学料をなくすこと。



- (6) 朝鮮学校に対して、他の私立学校と同様の授業料減免措置・補助金支出措置を講じる  
こと。
- (7) 不当労働行為を働く私立学校への補助金支出をやめること。
- (8) 公立高校における学校間格差を解消するため、小学区制・総合選抜制を早急に実施す  
ること。当面、「教育困難」が集中する学校においては、当該学校の実情に応じた具体  
策を講じること。  
大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画を撤回すること。
- (9) 土曜授業を行わないこと。
- (10) 「障害」児に地域における高校教育を保障すること。また、現に在学している「障害」  
のある生徒の教育を保障するための教諭の加配・諸施設整備・通学保障を早急に実現  
すること。
- (11) 特別支援学校・特別支援学級に在籍している児童・生徒数が増加して、教室不足など  
教育条件が悪化していることについての府教委の施策を明示すること。
- (12) 中学・高校を卒業する「障害」児の就職について、積極的に自治体で採用するような  
進路保障を行うこと。
- (13) 中国帰国児童・生徒をはじめ各国渡日児童・生徒に母語、日本語教育を保障すること。  
さらに高校教育を保障すること。
- (14) 「子どもの権利条約」の理念にそって学校教育の見直しをはかること。
- (15) 学校における子どもへの性暴力を追放し、性差別をなくすとともにセクシュアル・マ  
イノリティの権利を保障するための教育のあり方について具体的施策を講じること。  
教職員による生徒児童に対するセクシャルハラスメントを防止するため、現行のパン  
フレットなどについてさらに改善すること。その際には、組合をはじめ、関係団体と  
の協議を積極的に行うこと。
- (16) 府立学校の学校給食を民間委託しないこと。
- (17) 府教委が主催する研修において「自主・民主・公開」の原則を逸脱せず、参加・不参  
加の自由を保障すること。
- (18) 主任制度を廃止すること。
- (19) 元号使用を強制しないこと。
- (20) 指導要録の形式・内容を簡素化すること。
- (21) 全国学力調査を府内の市町村立学校において実施しないこと。また、市町村ごとのデ  
ータ公表を撤回すること。
- (22) チャレンジテストを実施しないこと。  
①市町村ごとのデータ公表を撤回すること。

- ②また、学校別の結果を高校入試の内申点に反映させないこと。
- (23) 府立高校入試にかかわる自己申告票の廃止および調査書から所見欄を削除すること。